

## 報告 3

### 親の深刻な悩みに対応する一時保育

#### 1 定員と在籍数

定員オーバーで受け入れている。0・1・2歳児の途中入所が増加している。

#### 2 職員

一時保育専任保育士・常勤保育士＋パート保育士・常勤保育士

#### 3. 一時保育開始

K市は民間保育園で実施5園

平成2年開始2園、平成4年開始2園、

平成9年開始1園、

市内4地区4カ所で実施していたが、市内中心部においてニーズが高まり平成9年から市の指示により実施

#### 4 対象となる子ども

1) 決めている・決めてない両方ある。

2) 生後43日・・・乳児保育園併設園  
生後6カ月

3) 一日の受け入れ定員

10人、15人、20人、25人

利用者が年々増加し、保育園の定員オーバーと重なって受け入れできないときがある。

キャンセル待ち、前日まで受け入れの返事ができない時がある。

4) 年齢毎の定員

決めてない

#### 5 一時保育の対象となる条件

市内在住

利用料の決定のため

感染症にかかってない

健康な子どもを受け入れるのが基本

#### 6 一時保育の開始・終了

7:30～18:00

年末は12月29日、年始は1月4日。その外は休日・祝日は受け入れてない。

一時保育利用の子どもは、休日保育と合わせて利用している。

#### 7 年齢別月延人数

1・2歳児の利用者が目立って多い。4・5歳児の利用が僅かに見られるのは、母親が仕事を止め家庭に在るようになり保育を途中で退所した子どもと幼稚園に行かず家庭に在る子ども。5歳になると幼稚園への入園をすすめている。

#### 8 利用した保育時間

1日利用 8時間前後

1日単位で利用料を徴収するため、1日利用しないと不経済という考えがあるようだ。保護世帯と市民税非課税世帯は、利用料が無料のため、次第に慣れてくると無料ならという気持ちなのか定められている利用限度週3日を利用する。利用は、4月から次第に倍加し、8月には減少するが9月から再び増加し、12月には減少する。

#### 9 一時保育の理由

就労している(パートサービス業・自営手伝い)。上の子どもの参観日・介護・資格取得(パソコン・介護福祉士)等様々であるが、その他育児をしているとイライラして子どもにあたる・保育園入園までのならし保育・祖父母に預けているが都合の悪い日。

#### 10 保育上の配慮

親と連絡を交わす。一時保育の子どもと分かるように名札をつける。0・1歳児は、体調に留意・2～5歳児は事故・怪我等の対応が主になっている。

#### 11 保育形態

3歳未満児は、特別プログラム・3歳以上児は、通常保育。全員特別プログラム等園によって様々である。

#### 12 何処で保育しているのか

年齢・保育内容によって通常クラス・専用クラスと使い分けている。0・1歳児は専用クラスが多い。

#### 13 一時保育の子どもの様子

3歳未満児は、別れをいやがる・不安・抱かれたがる・すぐ目覚める・思い出したように泣く等、不安な状態で一日を過ごしている。3歳以上児は、体験的な入所も多く保育園に来るのを楽しみにし、保育中にこやかで、子ども同士よく遊ぶ。通常の保育時とほとんど同じ生活をしている。

#### 14 受け入れ時の健康安全についての把握

調査票の記入(別紙)。住所・家族の氏名・緊急

連絡先・自宅までの地図・家庭でのようす・子どもの性格・かかりつけ医師・写真（親（送迎者）と子）・健康保険証のコピー。園長が必ず面接する。

#### 15 健康マニュアル

在園児のマニュアル適用

#### 16 健康状態の把握

保護者からの連絡・保育者の観察・体温を計る等健康状態には特に留意して受け入れている。

#### 17 体調不良の時

保護者に連絡

#### 18 健康について特に配慮している点

体温、食欲・機嫌等体調の観察、感染症の早期発見

#### 19 食事についての配慮

無理強いしない

#### 20 睡眠についての配慮

日光の遮断・静かな場所・眠りたいとき眠れるようベッドやサークルを用意・眠る時必要な物（タオル・ぬいぐるみ等）を持参してもらう。

#### 21 記録について

記録用紙がある（別紙）

#### 22 子どもの様子を知らせる方法

お便り・口頭（連絡帳を使用していたが、利用者が増加し対応しきれなくなった）

#### 23 保護者の悩みなど相談に応ずる機会

登降園時、年12回懇談会・参観日

#### 24 利用度

よく利用している。わりと利用している

#### 25 満足度

別紙保護者の声

必要な時に利用できない・・・申し込みが多すぎキャンセル待ちなどで、前日になるまではっきりした返事ができない園がある。

### まとめ

- ・K市の一時保育は、市の方針で私立保育園5園で実施している。
- ・毎日不特定な子どもを預かるという保育上の困難さと、子どもの情緒面への影響等消極的であった保育園も、子育て中の母親の深刻な悩みに接し（保育園を頼っている）一時保育の必要性を感じ、ベテラン保育士を配置し、

いい保育をすべきと努力し、積極的な姿勢が伺える。

- ・年々ニーズが高まる中、市街地の実施園が少ないため、利用申込をしても対応しきれないため、キャンセル待ち等で前日になるまで返事ができない園もある。
- ・そして、通常保育も定員オーバーの状態、一日の受け入れ人数も限られてきた。
- ・一時保育の対象となる条件は、市内在住であることと健康な子どもが主な条件である。
- ・感染症には特に注意し、健康状態の把握と受け入れ時の手洗いを徹底している。
- ・一時保育の利用者は、休日・祝日の希望もあり休日保育と併せて利用している。一時保育は、保育園の開所時間内となっている。
- ・利用年齢は、1・2歳児が目立って多く、3歳児は体験入所（幼稚園の3歳児保育がない（公立））として、4・5歳児は保育園に入所していたが母親が仕事を止めたため退所し家庭で過ごしている子どもである。3歳以上の子どもは登園を楽しみにしている。
- ・利用時間は、8時間前後で仕事が終わる次第迎えにくることはない。利用料は1日単位で徴収するため1日利用しないと不経済だという思いがあるのだろうか。
- ・利用料が無料（生活保護家庭・市民税非課税世帯）と分かると、週3日の利用限度いっぱい利用する。
- ・利用月のピークは、6月と10月・11月である。6月は、参観日、10月・11月は運動会・遠足等幼稚園・小学校の行事が集中するためである。
- ・一時保育は、どんな理由でも受け入れるが、育児をしていてイライラして子どもに当たってしまう、子育ては一人でしているのではない、保育園も頼ることができ預けることによって心の逃げ道になるという母親がいる。そして、育児ノイローゼで悩む母親は、一時保育を利用することで、相談できる保育士を得ることができ快方に向かっているなど母親を支援する大きな役割を果たしている。また、保育園に入園するまでのならし保育として利用したり、保育園にすぐ入れない待機

児童が利用したりしている。

- ・保育上の配慮は、親との連絡を密にし、特に一時保育の子どもと分かるように名札をつけ、体調の変化・事故怪我には細心の注意を払って保育している。
- ・保育形態は、特別のプログラム・通常のクラスで保育するなど、年齢、保育内容によって、通常クラス、専用クラスと使い分けている。
- ・1・2歳児の様子は、別れを嫌がり思い出したように泣くなど不安定な状態で1日を過ごしている反面、3歳以上児は保育中にこやかで子ども同士よく遊び、通常の保育児とほとんど同じ生活をしている。
- ・一時保育の受け付けは、園長が面接をし、調査票への記入を義務付け、児童の情報を正確に把握している。特に迎え時の事故を防ぐため親と子に写真を添付している。
- ・健康状態には注意して受け入れ、食事・睡眠は無理強いしないよう又家庭で使っているものを持参してもらうなど子どもの情緒の安定に配慮している。
- ・1日の記録は、実施園が話し合い同一の記録票を使用している。
- ・母親の子育てに対する不安・悩みを解消するため、積極的に相談に応じたり、懇談会・保育参観等も実施している。
- ・一時保育の理由としての私的理由（リフレッシュ等）は、親にとって都合のいい感じがする時もあると園長は指摘する。
- ・買い物、テニス、音楽会等の理由で預ける親は、わが子が泣いても平気、長時間預かってもらうことで自分の時間ができて育児から開放され喜んでいる。しかし子どもは不安定になり後追いが激しくなり泣いたり夜泣きしたりする。そのことでわが子がますますいやになるという母親の声もある。
- ・真に必要な人のみが利用するようになればと切に思う。
- ・私がある園を訪問した時、母親の買い物で、預けられた2歳児の顔が忘れられない。暗く沈んだ声で泣き続けていた。子どもは母親が何をしているか感じ取っている。真剣に働く親の子どもは納得しているので表情が違う。

このことを利用者に知ってもらう必要がある。

#### 報告 4

#### 健康面の問題点について

K県下の市・郡部の私立園（各1園）における一時保育の実態を検討した。

- ①調査対象の各園とも、一時保育を実施しており、その実施理由は地域の行政の指示・要請によるものでなく、園の方針や地域のニーズがあるとしている。
- ②その対象については、特定している施設と特定していない施設と一定せず、受入れ人数も2～3人から10人以上と施設によって異なっている。また、実施日によっても異なる。年齢別には、比較的低年齢児（4歳未満）を受入れており、乳児のみの施設はない。受入れ時間については、二極性が見られる。すなわち、5時間未満と8時間以上の人数のピークが認められる。また、子どもの条件として、郡部の施設では、心身障害のないもの、感染症に罹患していないことをあげている。
- ③保護者側の実態については、市部の施設では就労が、郡部では母親の出産・病気、家族の介護が一時保育の理由となっている。
- ④保育上の留意点については、保護者との送迎時の連絡、子どもの体調、事故があげられている。
- ⑤保育形態や保育場所については、市部の施設は、専用の保育室を確保しているが、郡部の施設では通常の保育室で一般の子どもと同じに保育している。
- ⑥記録については、全ての施設で記録をとっており、決めた様式によっている。
- ⑦子どもの状態の連絡方法は、文書によるもの、口頭によるものの双方の手段を活用しており、連絡をしていない場合は、保護者が子どもと一緒に保育を経験している事例のみに限られていた。
- ⑧一時保育の利用状況については、市部の施設は比較的利用度が高いように感じられたが、郡

部では余り利用されていないと回答しており、実施理由である「地域のニーズがある」という回答と矛盾しているように思われた。しかし、少数でもニーズがあれば、実施すべきであるという施設長の意識であり、これが地域における保育サービスの原点であるという意見である。しかし、利用者の反応が必ずしも高くないという回答であり、この点でも、この施設の悩みが表出しているものといえる。

さて、この郡部の施設を例に、一時保育における保健面の問題点を検討したい。

この施設では、一時保育においての留意事項に、「子どもの体調」「事故、怪我などの対応に特に心がけている」をあげている。これは、保育の原点である「生命の保持と情緒の安定」に心がけていることになり、一時保育においても基本を満たしていることになる。さらに、一時保育の対象の子どもたちの条件として、感染症に罹患していないことをあげている。その感染症に罹患の有無に関する判断については、結核に代表される慢性感染症の把握は比較的困難ではないが、いわゆる「風邪」や子どもに多い急性感染症についての把握は必ずしも容易でないこともあろう。その点に関しては明確な回答は得られなかった。一応は、保護者の判断に委ねることになるとのことである。保護者が保育を望むために、病気を隠すこともあり得るとも思われ、現在までに一時保育対象者が感染源になったと思われる事例はなく、通常保育の園児にも該当疾病の罹患児があったので、その園児が感染源となったものと判断しているとのことである。特に、この施設では、一時保育対象児は、通常保育室において、通常保育の園児と一緒に保育されているので、一時保育児が感染症の蔓延をもたらす危険性は否定できない。

一時保育の対象の乳幼児の受付時には、看護職も面談の場に参加して、保健的把握は実施されている。それ故、その対象児の健康状態や健康上の留意点は、保育の実践に活用できることは、一つの利点として指摘できる。しかし、登園時の健康状態の把握には、その看護職が参加しておらず、保護者の申告と保育者の観察に任

されている。折角、看護職が配置されているので、一時保育の対象児の健康問題が、他の通常の園児の健康に及ぼす事態を認識するならば、受入れ時の乳幼児の健康状態の把握を、看護職の業務とすることも考慮したい。しかし、保育中に体調が変化したときには、看護職の判断が保育の継続の是非を決めている。この対応は、通常保育の健康管理の基準に応じたものである。看護職が配置されていることが、通常保育の園児の健康問題と一時保育の対象児の健康問題との関係を考慮した健康管理を可能にしていることは、この施設の一つの長所としてあげることができる。

一時保育の対象児の食事は、通常保育の給食を提供しているが、対象児の家庭での食生活を配慮してとのことであり、好き嫌いも含めてその対象児に合わせることにしている。また、睡眠は、対象児の実態に合わせているとのことであり、通常保育の園児との兼ね合いも問題となるとも危惧された。

この施設の一時保育の対象児は、一日2～3人であることから、通常保育の園児の健康や生活を脅かすことは経験していないとのことである。

以上、一つの施設における実態からは、一時保育の保健問題についての結論を出すことはできないが、一般的な小児医学的、小児保健学的視点から、感染症対策には十分に配慮することの必要性は最も基本的なことであり、通常保育の園児への感染防止対策を確立させることが不可欠なことである。

## 報告 5

### 実施率 25.9%の地域

#### 保育室利用と子育て支援

一時保育は空き保育室利用と子育て支援の二つの目的で始まった事業でした。しかし、地域子育て支援の必要性が急速に高まったため、空き室がなくても一時保育実施園を増やし（公私立合わせて 25.9%の実施）、受入れ体制を整備し（実績に応じた専任保育士の配置や備品等の

配置)、利用者へのサービス内容の工夫と強化(手続きの簡便さや受入れ保育時間の柔軟性)をして、子育て支援の体制を強化してきました。つまり、在園児と一時保育児は同室で保育されている場合が常です。

そのため、一時保育実施保育所では、在園児と一時保育児の発達保障について、常に話し合いが必要ということです。

現在、一時保育時の受け入れをおおむね10人程度としています。その範囲の中で希望者の選定(申し込み順)がなされるのですが、園によっては50%以上が非定型の子どもが事前に予定されており、残り50%が緊急やリフレッシュ理由の子どもです。

そして低年齢の子ども(3歳以下の園児の利用率は95.2%)が多いため、在園児保育担任の保育援助は常に必要です。

各年齢の保育室で保育を受けるため、3歳以上児はそのクラスの担任に子どもをお願いすることになります。その時、園内の行事はもちろん、園外の行事(お年寄り訪問、校区の行事、園外保育)にも非定型の子どもは在園児と一緒に参加していますが、緊急やリフレッシュ等の子どもは、3歳未満児室で過ごしていることが多いようです。それは、単発的な登所のため、3歳以上児でも午前中は安定感が少なく、自分の居場所をつかむことでいっぱいだという印象から活動エリアの広がりはない。

一時保育の非定型の子どもは、子どもにも登園の選択権が多少あるように思います。保育所だより等を渡してあるので、母親と子どもが話しをして、楽しい行事のある日に仕事を入れることもあり、子どもの安定度に影響があるように思われる。子どもと母親、保育所の関係がとても良いようです。

#### 計面的に利用

事前申し込みの必要はないのですが、朝、急に…という件数は意外に少なく、計面的に利用される人が多い。

保護者は常勤務者で平生は祖母が家庭保育をしているが、その祖母がリフレッシュのために一時を利用する等、生活スタイルに応じた利用も増えている。

子どもの実態把握や連絡方法については、申し込み書と成育歴がありますが、それらは1年間保管するので、次回からの手続きは簡便になっている。

#### 給食

給食は在園児と同様の食事が提供されます。乳児の場合、本人が常時飲んでいるミルクを事前に準備します。保育所には、常時3種類の粉ミルクを常置していますが、緊急保育のため種類の違うミルクが必要な場合は、1回分を家庭より持参していただき、早々に準備する。

#### 怪我の対応について

在園児は日本体育・学校健康センターに加入し、園での怪我治療の保障がされます。一時保育児は主管課にて一括保険加入がなされとおり、怪我治療が保障されますが、保育中に治療が必要な怪我は過去1年間発生しなかったということです。これは、一時保育の子どもは個別に対応することで安定感が保てることから、在園児保育が多少手薄になっても一時保育児の安全性を確保している現状があり、園全体の協力体制の努力のたまものと思いたい。

#### 利用者の月別人数変化について

利用者は、言葉には出しませんが「子どもにわるい」「子どもがかわいそう」という罪悪感があるように思われる。リフレッシュでもなく、誰にも納得できる利用理由があってもです。ですから、打ち合わせでは「大丈夫か」としきりに尋ねる母親の気持ちの根底には「そんな思いまでして子どもを預けたくない」と思っていると理解したい。ところが秋ごろには、おにちゃんの運動会等の催し参加や小旅行といった理由での一時保育利用が増え、家族兄弟の行動範囲の広がりや大人の社会参加への広がりと同時に子ども自身の成長(気候の良い時期に子どもの成長を実感する経験を目の当たりにする等)が一時保育利用者増にあらわれているのではないかと。また、体調が悪くなった時の保護者への連絡では、子どもの様子を案じてすぐにお迎えにこられるのも一時保育の母親の特徴です。

朝子どもの様子がおかしいと思えば、利用を控える等、子どもへの思いが強く喜ばしいと思えます。

## 報告 6

### アンケートの職種別回答から

K市で実施している、5園のうち「A保育園」と「B保育園」について調査票を依頼した。A保育園はK市の中心街よりやや離れた地域に位置し、定員 120 名の園で、現在ある厚生省の示すすべてのメニューを実施する先駆的、意欲的な保育園である。又B保育園はK市C地区に位置し、定員 230 名の大規模園で創立 50 年を経過し、時代に応じた保育を実施している保育園である。

#### 一時保育実施園のアンケート調査後の感想を記してみる。

- ・利用者がその日の都合で増減するため、保育者の配置に困っている。
- ・預ける保護者にとっては、一旦登録していれば、何時でも利用できるという安心感があり、自分の行動範囲が広がりとても重宝している。
- ・集団に馴染みにくい乳幼児の場合、当初から一日の保育は無理な面があり、慣らし保育的な期間が必要と思われる(子どもにとって)。しかし、保護者にとっては一日が必要であり何とも悩ましい所である。
- ・経営的には、利用料との関係もあるが、全て正規職員での対応ができる程安定的でない。パート職員での対応だと机上の計算では成り立つが、実際の職員確保が施設側として大変苦慮するところである。
- ・職員確保とも関連するが、年度当初の利用児童数と、年度後半、特に年度末等には相当数の要望に応えなければならず、人事問題は頭痛の種である。
- ・利用のための制度が保育所入所のように厳密でないため、利用する保護者にとってはよい制度であると思う。
- ・異年齢保育が中心なので、保育室が一か所だけでは対応できない。しかし何か所もの保育室確保は現実には出来ないため、子どもの発達過程における適切な対応は出来兼ねる。又保育園の行事に参加してもらう場面等では、

同年齢クラスに入って貰うが、毎日の保育園児と、単発的な一時保育児では統一した行事が出来にくい。

- ・一時保育の行っている保育所の設置場所が限られているため、かなり遠くからの利用者もいて、数的に実施場所を増やす工夫が必要。
- ・核家族の増加で、育児のために心身ともに参っている親がかなりの数いると思われる。施設のあることをもっと大々的にPRして育児ノイローゼ(その一歩手前にいる人も)から解消してあげれる、助け人になってあげたい。
- ・保育者として、母親の身勝手さに苦慮する場面もしばしば出くわす。母親が遊びたい、子ども世話が嫌、子どもが嫌い等々子どもはどうすれば良いのか。しかしその為に虐待を受ける子どもがいることも事実で、只単に身勝手だとも言い切れない。
- ・保護者の不安感を取り除くための努力が大変だった。親と接する時間が短時間(短期間)の為、理解してもらうまでに時間がかかった。

以上のような感想を聞くことができた。両園共、通所児童数の不安定さと、職員確保の困難さを問題点としてあげており、利用料と委託料だけで経営を考えるのは少々無理があるのではないかと感じられた。又、利用者の視点と、保育者の考えではかなりギャップを感じた。

まず、親は利用したい時、何時でも利用できると言う面と、極論ではあるが、育児放棄したい時でも利用でき、論点は違うが、児童の福祉にはなっていると思われる。保育者が親の育児観に問題ありと言っているが、制度がそれを保証するためのものである限り、致し方ないことかなと思う。最終的には現在の保育所で行う保育の中に取り入れて特別メニューでなく対応できる事が望ましいと考える。

## 報告 7

### 子育て支援センター事業としての一時保育

N県で一時保育を行っているA保育園を訪問し、園長先生と主任の先生にお話をうかがった。

園長先生のお話は主に次のような内容であった。

本園は、平成5年10月に「子育て支援センター・N」を開設し、相談事業を開始した。現在、この「子育て支援センター・N」の大きな事業には、電話相談、緊急一時保育事業、休日保育等がある。緊急一時保育事業は平成6年4月より実施している。

緊急一時保育事業には非定型的保育サービス事業と緊急保育サービス事業の2つがある。前者の事業は保護者の労働、職業訓練、修学等により断続的に家庭保育が困難となる児童を対象とするものであり、一日あたりおおむね10名の利用人数に限定している。後者の事業は保護者の疾病、災害、帰省、出産、介護、冠婚葬祭等社会的にやむを得ない理由により緊急一時的に家庭保育が困難となる児童を対象とするものであり、一日あたり2～3名を限度としている。いずれの事業も生後57日目から就学前までの乳幼児を、地域のニーズにより受け入れている。

緊急一時保育事業の子どもについては、①一人一人の子どもがわからないので困ることがある。②通常保育の子どもとの接点で苦勞するなどの点から、現場の職員にとって緊張や負担が大きい。

しかし男女共同参画社会という社会の流れや、地域社会のニーズ、さらに家庭保育を第1にして、多様なニーズに多機能に対応するシステムが必要と考えるならば、今後ますます欠かせない事業である。

ますます多機能になる保育所に関して、保護者はニーズを持ちながら不安も持っている。この不安をサポートし、かつリードできる保育者が必要となる。活動的で、かつ知識的、技術的に秀でている人が求められる。しかし人的な面は、人材確保や処遇という点で不十分であり、今後の大きな課題である。

主任の先生からはアンケートを元に、次のようなお話をうかがった。

一時保育専任の保育士は常勤の形態で3人をおいている。このうち一人が相談業務の補助等で手が離せなくても、残り二人が一時保育の子どもを担当できる。子育て支援センターの中に、

一時保育事業用の部屋として2部屋を設けている。そのため、一つの部屋で低年齢児が午睡している間でも、もう一つの部屋で年長児が過ごすこともできる。

現在のところ、非定形型保育は多い日で13名、緊急保育は毎日3名が利用している。これらの子どもの保護者には、入園時に、通常保育の子どもと同じ「入園のしおり」を渡し、同じように面接している。また日々の受け入れ時には検温も実施している。

育児に伴う心理的・肉体的負担の解消のためにこの事業を利用している人の中には、市の保健婦の勧めで利用している人もいる。虐待や放置等の懸念がある場合である。この方たちは来られたり、来られなかったりするので子どもの状態がわかりにくい。本園では一時保育を一つのクラスとして位置づけているので、状態がわかりにくい子どもは特に難しい。

二人からこのようなお話をうかがい、次のように感じた。

一時保育を単独の事業として実施するのではなく、「子育て支援センター・N」の事業の一環として位置づけられている点は興味深い。地域の子育てを支援するという大きな観点で一時保育をとらえることで、子どもに対する関わりも安定すると思うからである。一時保育専任の保育士を常勤で3名、かつ一時保育の部屋として2部屋を確保していることは、この安定感の証左であろう。

保護者の持つ不安をサポートし、かつリードできる保育者の必要性を述べられたときには、そのような保育士をどれだけ数多く輩出できているかという点で、保育士養成校の教員として反省した。ニーズ、制度、現場、人材養成がうまく流れることが、望ましいシステムの条件であるといえるであろう。ニーズを受けて制度ができた、ニーズに現場が応えたと考えるならば、人材養成もニーズを反映したものにならなければならない。養成校の責務を痛感した。

私自身、市の保健センターで行われている乳幼児健康診査の心理相談を担当した経験から、第三者の勧めで制度を利用されている方たちが

難しいことは肯けた。制度の目的を知り自ら主体的にそれを利用する方たちには、その制度は効果を持つが、受動的に利用する方たちにはほとんど効力をもたない。様々なニーズを持つ保護者の子どもを受け入れるに当たっては、一時保育の制度そのものを地域にもっと知らせていくことが必要であると感じた。

## 報告 8

### 一時保育の意義及び実施方法

一時保育について訊ねた際に、公立では実施していないとの返事が目立った。公立の場合、人的配置が困難なので私立園に依存している、と理由をあげた園長もいた。ここではS区の公立園と社会福祉法人立保育園の一時保育の事例について報告する。

#### 社会福祉法人立の保育園の事例

3時間からの時間受け入れを行っており、保育料は有料である。開設日は、保育園に準じ、日・祝祭日及び年末年始を休む他は開設する。時間は9時から5時までとしているが、理由により保育園に合せて延ばすこともする。産休明けゼロ歳児から就学前まで一日10人をめどに受け入れている。利用条件は、感染症にかかっていないこと。

保育園在園児（定員60名）と随時行き来はするが、一時保育専用のスペースを確保し、プログラムを別に用意して保育する。職員（保育士）は一時保育の専任（2名）がおり、必要に応じて、クラス担任やフリー保育士たちが応援に加わる形を取る。保育園児用保健マニュアルなど、できるものは適用するが、食事や寝具の扱い、受け入れ時の対応、連絡ノートの記録など、細かい配慮点は別にしてしている。

開設の動機は、区の方針による部分も大きいですが、在園児のみへのサービスではなく地域サービスの必要性を感じた園の方針もある。始めて2年目なので地域にまだ充分知られていないが、ニーズは高いと思われ、開設個所が増えること

が望まれる。利用の理由は母親の休息、リフレッシュも含めて多岐にわたる。初めは、親の為の理由で利用するが、子どもが喜ぶから、子どもの為になるから、と利用の理由が変わっていくことも多い。

#### 公立の子育て支援センターの事例

公立保育園を閉鎖し子育て支援センターとして電話相談、子育て教室、子育て広場、短期緊急保育の4事業を実施している。時間は9時から4時30分（火・金は1時30分より）、必要な時間に応じて受け入れを行っており、保育料は無料である。開設日は、月曜日から金曜日。ゼロ歳児から就学前まで時間あたり8人くらいをめどに受け入れる。他の3事業との関係で受け入れ人数は調整する。就労の為、親のリフレッシュの為、子どもが感染症にかかっている、等の場合は利用できない。区民が優先されるが、他区の利用者も受け入れる。医者受診のための理由が最も多い。満員の為申し込みに応じられないことはあるが、原則として緊急の場合は受け入れる。申し込みを受け付けても、利用のキャンセル率が高いことも目立つ。4事業を5人の専任職員が担当し適宜アルバイトが入る。開設4年目であるが、利用者は年々増加（平成10年度月平均47人）している。地域ニーズに応え子育て支援の一環として区の方針で行っている。親が気軽に利用できるように配慮する（細々とした指示を出さないことなど）。子どもにはリラックスできる居場所となるようおもちゃを沢山用意するなど環境を整え、一人一人に対応する。集団のプログラムにあわせた保育ではなく一人一人のペースにあわせた保育であり、保育者は、やりがいと手応えを感じている。公立保育園との人事交流によってここでの体験を保育所に還元することができる。平行して行う他の3事業にも関心もたれ子育て支援の一環として実施することが出来る。

#### 一時保育のあり方についての共通的意見

一時保育の実施方法は公私の立場により異なるが、処遇のあり方は共通項が多い。

まず子どもに個別に充分付き合うことで、子



どもをリラックスさせることが強調されている。その為には、専用のスペースと、専任保育者の配置が条件としてあげられている。

また、親に対しては、使いやすく（あまり細々と指示や注文を付けないなど）安心できる条件（子どもがよろこんで過ごせるようにするなど）を示すことに力を入れている。

保育の進め方は、一言で云うと保育する側に柔軟性がないと出来ない。当然のことであるが、集団に子どもを合せるのではなく保育を子どもに合わせて行う。保育者には、子どもを受け止める力量と優しさが求められる。質的にも数的にも保育者が必要である。市立保育園の場合は、保育園の通常保育の部分と融通し合うことによって成り立つ事業であるとしており、公立の育児支援センターでは、一時保育は、他の平行して行っている事業と調整をとりながら、受け入れ人数を決めている。

一時保育を実施することの意義として、保育園では、保育園児以外の家庭で育つ子どもの姿にふれることが、保育者にとって、大きな刺激や発見につながる、地域へ貢献出来る、などが述べられている。

## 報告 9

### 応じきれない保育への要望

〇市私立A保育園

聞き取り日：2000. 1. 24（月曜日）

回答者：保育士、27歳、保育経験6.75年、

当日の一時保育人数：5人

一時保育は平成3年6月から、行政の要請によって始めた。

#### 1. 部屋について

始めるときは、一時保育用の部屋を用意しなければ許可にならないので、部屋を用意したが、現在は使用していない。空き部屋になっている。その理由は、一時保育利用者の年齢に幅があり、10人の子どもたちが来園したときは一人の保育士では保育できない。乳児さんの場合などは、

一人に授乳して、同時に他の子どもにおしめも替えるということなどはできない。一時保育は子どもたちの年齢がことなる場合が多いので、同年齢の子どもたちのいるクラスに入った方が、子どもたちも落ち着くようである。定期的に週に一度とか利用している場合は、クラスの子どもたちともお友達になっている。外国籍の子どもで、健康診断で、集団の中で言葉の刺激を受けた方が良いといわれて利用している場合など、同年齢の子どもたちの方が環境として良い。

#### 2. 利用理由

利用理由は就労が多い。これは1歳児と3～5歳に多い。1歳児の場合はパートさんの場合が多い。3～5歳では、子どもは幼稚園に通園しているのだが、夏休みに定期的、あるいは緊急一時利用が見られる。

#### 3. 登園の様子

聞き取りをしているとき、一時保育利用者の保護者が子どもを預けに来ているときでしたが、保育士に説明を受けないと一時保育利用者か入所者かは全く区別つかないほど保護者が自然に部屋まで子どもをつれて入ってきていました。

#### 4. 入園数

通常保育の定員が90人のところ、98人を4月から受け入れているので、これ以上は受け入れることができないので断っています。それでは何とか一時保育の方に入れてくれませんかという問い合わせがあります。一時保育も、定員が10人ですので、と言って断ることがあります。

## 報告 10

### 一時保育の用途の幅広さ

A県下4市町における一時保育についての調査結果概要である。

#### 1. 取り組みの状況

平成2年6月に創設された一時保育事業は、平成6年12月のエンゼルプランに基づく緊急保育対策等5カ年事業の実施により急速に普及した。とはいえ、地方自治体の財政事情等を反映して自治体の独自事業としてはなかなか進展せず、特別保育事業として国庫補助対象に指定されることにより実施されるケースが大半であった。

#### 1) 対象児童

一時保育の対象となる児童は、「延長保育等促進基盤整備事業実施要項」によると、①保護者の就労形態等により、断続的に保育が必要となる児童、②緊急一時的に保育が必要となる児童、③私的な理由等により一時的に保育が必要となる児童としている。この3つのケースすべてを受け入れている保育所を「一時保育の実施園」としているのが一般的である。市町村では、この一時保育の実施園は「指定園」制度の中で「一時保育実施園」と定め、その園のみで一時保育時を受け入れている場合がほとんどである。なかには「緊急一時」の児童については、その自治体内のいずれの園でも受け入れる体制を採っているところもあった。

一時保育の対象児は、園所在の市町村に在住する児童に限られ、多くが登録制を敷いていた。入所の条件として、このほか感染症にかかっていないことが多く挙げられている。年齢も生後7ヶ月児からというのが最も低く、8ヶ月児以上の市町もあった。しかし、緊急の場合は、この枠にとらわれてはいなかった。

実際の入所児は、3歳未満児が大半であり、1・2歳児がとりわけ多い。市町村の担当課が入所定員の少ない1・2歳児については、入所できるまでの期間を一時保育を利用するよう指導しているケースもあった。低年齢児の一時保育利用率が高いのは、こうした別の事情も関係しているようである。

一園あたりの一時保育児の定員数は、ほとんどが10人以下となっている。これも特別保育事業の補助金との関連で定められていると考えられる。しかし、緊急時については10人を超えても受け入れるとしている。年齢ごとに定員は定められていない。

#### 2) 一時保育の実施時期

一時保育事業の実施の時期は、平成7・8年が多い。これは明らかに緊急保育等5カ年事業の補助金を受けての市町村の施策といえる。実施の理由も十中八九が市町村の方針とし、子育て支援の一環と考えているところからも明白である。その一方で、地域住民からの一時保育についての問い合わせはある。とりわけ開発された団地の住民に多い。

#### 3) 保育時間・保育料等

保育時間は、多くが午前8時から午後4時、あるいは午前9時から午後5時までであった。特に必要とされる場合は午前7時30分から午後6時30分までとしているところもあった。開所日は日曜日、祝祭日、年末年始（役所等の休業日の12月29日～1月3日）以外のすべてであった。

保育料は、1日あたり3歳未満児2,000円、3歳以上児1,000円程度が多い。たとえば、3歳未満児2,080円、3歳児970円、4歳以上800円と食費（パン代1食40円、総菜は市町村費により支給）

#### 4) 保育担当者・保育の場所

一時保育の担当者を置いて実施しているところが多くみられた。その多くが正規職員（1名）と臨時職員とを当てていた。通常乳児を保育している園にあっては、看護婦の配置をしている園が多かった。（ただし、看護婦は保育士定員として算定され、特別の配置とはなっていなかった。）

一時保育の場所として一時保育専用の部屋を用意しているところはなく、空き室を一時保育室に一時転用しているもの、一時保育児の状況により、同年齢児の保育室で通常保育児と一緒に保育しているといった形態が多い。

一時保育のための特別なプログラムは組まず、通常保育児と一緒に活動させたり（とりわけ3歳以上児の場合）、その子のしたいことを自由にさせて時を過ごさせているのが実態のようである。

## 2. 実施の状況

#### 1) 利用人数・利用時間等

月別、年月例別の利用者統計はあまり採られていない。1日あたりの保育時間については概ね把握されているようである。ある園についてみると、4～12月の各月ともに0歳児が5～10人、1・2歳児が50～90人程度であり、夏休み期間には3歳以上児が5～10人程度であった（平成11年実績）。夏休み期間は幼稚園児の利用もある（利用を認めている）。

利用時間については、ほとんどが9時から3時頃までとなっている。断続的な就労のために利用している場合はそれよりも長くなり、午後5時30分頃まで保育することになる。基本的には、一時保育児の受け入れ及び引き取りの時刻については、特別設定せずに利用者の自由に任せているところが多い。ほぼ午前中だけの保育を利用するだけでもよいような場合も、多くは給食を食べ、昼寝をして帰るケースが大半という。

## 2) 利用理由

一時保育を利用する理由として、「資格の取得・職業訓練」や「就職口探し」が多い。これは時代を反映するものとみることができる。同様に「子どもに保育体験をさせるため」も少子化や、都市化などの影響であろう。子どもの社会性の発達の視点からは、一時保育の利用は便宜的措置としてはいいとしても、抜本的な解決策が考えられるべきであろう。緊急一時の入所では、「母親の出産・入院等」や「家族の看病・介護等」が目につく。緊急とは必ずしも言えないが「上の子の授業参観や遠足」など学校行事との関連での利用は多い。

「わが子が可愛いとは思えない」とか「子どもに手をあげてしまいそうで不安になる」などの心理的な理由から、一時保育を利用しようとする者の増えてきているのも最近の特徴といえる。こうした理由での利用者には、保健センターなどから「一時保育」を紹介されて入所に至った者もあり、他機関との連携の重要性を改めて示唆されるケースもある。

## 3) 保育上の配慮

保育をする際「保護者との連絡」については、年齢を問わず配慮しているようである。「連絡ノート」を用意している園もある。また、体調

に留意し、事故・怪我などへの対応には特に気を配っている。

低年齢児にあっては、子どもを受け止め、手を握ったり、だっこするなど身体的接触（スキンシップ）に努め、子どもの要求にスムーズに応えるようなあり方（眠いときには眠りやすく、好きな仕方で遊ぶなど）を工夫している。3歳以上児には、なるべく安定して遊べるようにし、好きな遊びにじっくり取り組めるようにしたり、在園児との交流が出来るように配慮もしている。

一時保育の子ども達の昼寝については、抱く、おんぶなどして、安心して眠られるような配慮が為されている。

## 4) 健康等への配慮

一時保育では、その日だけ入所するといったケースも多く、入所児一人一人が安定してその日一日を送るための保育体制をどう組むかが課題のようである。

一時保育児として受け入れる際には、「健康調査票」等に記入を保護者に求め、健康状態等の把握をし、一時保育児が登園する際には園長及び一時保育の担当者が十分に観察する。登園時に体温測定を実施している園もある。それと同時に保護者から口頭又は文書による連絡をもらうことにしている。保育中も顔色、機嫌や食欲等には絶えず気を配っている。他方、母子健康手帳等の提示を求めたり、看護婦・保健婦による健康観察まではしていないようである。一方、健康・安全のマニュアルを作成している園はなかった。保育中に体調に異常をを認めた場合には、保護者に連絡し、引き取りの依頼とするものが殆どで、嘱託医にまず相談等をする園は極めて少ない。

食事について、一時保育児を特別扱いをすることはないが、乳児や低年齢児が多いだけにミルクの状態や離乳食には気を配り、食べやすいよう細かく切るなど手を加えているという。

## 5) 一時保育児の様子

乳幼児が保育の中で見せる様子は、一時保育の利用理由によりかなり異なっている。断続的な就労等により利用している場合は、「園に行くのを楽しみ」にし、「園内を元気に動き」回って遊び、「子ども同士で遊ぶ」姿も見られ、

昼寝も熟睡し、園の遊具等にも興味を示す傾向が強い。断続的に親が就労する場合は、子どもは絶えず定期的に園に来ることになり、園の状況も知り雰囲気にも慣れ、友達とも親しみを抱くような園生活を日頃しているのであるから、上記のような姿を見せるのは当然ともいえる。

緊急・一時的な事情での入所児は、やはり「保護者との別れ」がつらく、「落ち着かず不安げ」であり、通常保育児等と遊ぼうとはせず、思い出したように泣いたり昼寝では眠りは浅い。ある園長の言によれば、「緊急一時は大変である」という。急にある日突然に申し込まれ、「緊急」であるが故に断りもならず、保育の体制づくりが難しい。その上子どもは極めて不安定で、それを見ていると「気の毒」に思える、という。

心理的負担等私的な理由での入所児は、保育者に抱かれたがるなどの甘えを見せたり、泣いてばかりいたりして落ち着かない子どもが多い。

体験的入所児には、「園内を元気に走り回る」子や、子ども同士でよく遊ぶ子、通常保育の子どもたちに興味や関心を示したり、園の施設・遊具に興味を持ったりする子が多い。保育者に抱かれようとしたり、話しかけてくる子もある。「緊急一時」や母親の心理的負担等で入所してくる子どもたちとは、かなり異なった様子を見せる。

### 3. 保護者との連携・満足度

#### 1) 親・園の連携

一時保育のための「記録用紙（ノート）」を用意している園はかなりある。その日の子どもや保育の様子を降園時に、殆どの園が口頭では親に伝えているが、その上に連絡帳を用いているところもある。

保護者の悩みなどの相談には入所申し込みの折りや、登降園時に顔を合わせたときに受けているケースが多い。

#### 2) 満足度等

一時保育の実施者側から見ると、「一時保育」全体としてみれば「よく利用されている」と認識しているようである。

利用者の満足度は高いと見ており、その理由

として「子どもの育ちに繋がっている」「保護者の手助けになっている。」さらに、「子育ての不安や悩みの解消になっている」からであるという。

### 4. まとめ

「一時保育」の制度は、現在の保育所の定型的な保育に対して、かなり柔軟に対応できる、保護者にとっては有効・便利な利用価値の高い保育システムであると言える。断続的就労による利用とされる「非定型」の保育は、就労形態だけでなく子どもの状況に合わせて自由に保育時間等を設定できるし、1日あたり1,000から2,000円程度で1ヶ月最大14日の保育が受けられるわけであるから、条件さえ合えばベビーシッターの利用よりもよい場合はいくらでも考えられる。

育児の不安に駆られ、疲れきって、そのイライラを子どもに持っていきよりも、一時的に子どもから離れて過ごす機会を一時保育に求めて、自分の時間を思い通りに使い、心機一転して子どもとの生活に帰ることも必要である。少子化や核家族化の余波を受けて、家庭や地域で子ども同士が接触する機会を奪われた子どもたちが、一時的にも保育所を介して遊びを共にすることも「一時保育」の制度を利用すれば可能になる。一時保育は幅広い用途をが可能な制度と言える。

それにも関わらず、今回の調査対象園では利用率は高いというものの、実際はそれほどではなくもっと利用ないし活用されてよい制度である。園の認識と現実との差は、実施園の殆どが一時保育指定園であり、指定園は1自治体当たり2～5園にとどまっているから、指定園あたりでは利用者は多くても自治体全体から見れば僅かな数になる。一時保育制度の利用を増加させるには、まず職員と施設についてのより根本的な検討が必要であろう。その上で、全ての園が一時保育を可能とするように制度の変革が必要となろう。

それより先に、現時点でも自治体内の一時保育実施園間の情報交流も十分ではない状況を改善し、一時保育のノウハウを共有し、問題点を明らかにして、基本的課題を整理することが重

要と思われる。その上で、一時保育の内の事項及び外的事項の整備の方向を打ち出すべきであろう。

#### 報告 11

##### 職員の一時保育に対する理解の必要性

A市B保育園は、一時保育を市の事業として行っている。地域に開かれた園としその責務を果たすべくこの事業に取り組んでいるが、その実態は利用者数があまりいない。広報活動が十分でないためが一番の原因であると考えられる。一時保育の在り方がまだ十分に利用者に理解されていないこと、一時保育の存在を本当に必要な人に伝わっていないこと、一時保育を利用するにあたって子どもという一人の人間を預かる訳なのでその手続きがどうしても煩雑になってしまうこと、等が考えられる。また、職員の一時保育の理解というものが、いままでは、措置児入所児だけを対象に保育してきたこともあって一時保育そのものの在り方に戸惑いを感じているものもすくなくない。

保育については、専用の保育室を用意しているが、受け入れ人数が少ないことや年齢の幅などから一つの保育室、単数の保育士では受け入れ態勢に限界がある。通常の年齢のクラスと一緒に保育する場合、保育の継続性や遊びの活動といったものから一時保育の子どもが溶け込みにくい状況も起こっている。担当保育士が丁寧に接すればその分そのクラスの子どもたちは、場合によつては活動を中止させられることもある。在園児が、一時保育の子どもたちのことを相手の身になって考えることは重要なことである。しかし、この現象が毎日違う子どもが入れ替わり立ち替わり登場していくなれば、受け入れ人数と専用の保育室一時保育担当保育士の数やキャパシティなどの問題について総合的に検討する必要があると思われる。また、全国の一時保育実施の各園での実施状況について工夫している点や長所・短所などの情報があると本園の参考になると思う。

#### 報告 12

##### 県全体の実施

F県の保育所における一時保育の実施状況は、国庫補助事業の対象になっている保育所は7カ所である。これらの保育所は、いずれも各市にある保育所で公立が1カ所、民間が6カ所で、計7カ所である。平成9年度の本県の保育ニーズの調査によると一時保育を利用したいと答えている人は53.1%と高いが、国庫の補助対象になるためには、利用する人数が1日平均6人以上が原則となっているため、この基準を満たす保育所が少ない。そのため、どの保育所でも一時保育を実施していただきたいと考え、国庫補助の基準を緩和して、一日平均3人以上が利用すれば補助するという県単独補助事業を10年度から実施した。この県単独補助事業の対象になっている保育所は5カ所あり、公立保育所が3カ所、民間保育所が2カ所である。その他、市町村事業として実施しているところや自主事業として位置づけて実施している保育所があると聞いているが把握はできなかった。今回調査の対象としたのは、国庫補助または県単独補助事業を実施している保育所9カ所で、その内訳は、公立保育所4カ所、民間保育所5カ所であった。

##### 保育所の受け入れ態勢

一時保育の実施にあたっては、多くの保育所では、環境の安全確保と、預かる子どもの情緒の安定を図るとともに、安心できる保育内容を提供したいと考えている保育所が多かった。

そのため、子どもを一時保育するにあたり、子どものその日の体調などを把握するために、保護者から当日の子どもの健康状態、病気、癖などの子どもの状態を詳細に聞き、保育を実施するときの参考にしていく。

##### 子どもの状態—受け入れ理由による変化

はじめて一時保育として預かる子どもの多く

は、分離不安を起こし、保護者が迎えに来るまで、保育士に抱っこされて離れない子どもがいる。

特に低年齢児においてはこの傾向が強い。この場合には通常の保育室でなく、他の子どもたちから離れた別の保育室で保育する方法を導入している保育所が多い。

しかし3歳以上児の場合には、通常保育に興味を示したり、子ども同士で遊ぶことが多いことから、別の保育室で保育する方法よりは通常の保育室に入れて、一時保育の児童が職員に話してきたら必ず受け止めるように心がけるなどできる限り子どもの気持ちや要求を受け入れて情緒が安定するように工夫して保育をしているところが多い。

また、はじめて保育所に受け入れる場合と断続的に受け入れている子どもにおける保育方法も多少異なっている。

はじめて一時保育する子どもの場合には、親から離されて分離不安になっている子どもが多いため、保育所では情緒を安定させることを重点にしているところが多い。しかし、断続的に一時保育をする子どもの場合には通常保育を行っている子どもと一緒に保育を行っている保育所が多い。

このことから、ある保育所は、はじめて保育所で預かることを少なくする意味からも、地域の子育て家庭に対して広報して、育児サークルなどの子育て支援事業に参加をしてもらっている。

また、一時保育した子どもの保護者には、子育てサークルなど保育所の行事の案内状などを出し、できる限り保育所の行事に参加していただくようにしている。

### 保護者への連絡

一時保育を終え、保護者に一時保育での子どもの状態を伝えることにしているが、この時に、育児についての相談を受けることが多い。

これらのことから一時保育は子育て支援であると考えている保育所が多い。

## 報告 13

### 保育士の意識の変化

S市H保育所（公立）

回答者：園長（女性、27歳、保育経験27年）

S市では公立保育所9園中、H園のみが一時保育を実施している。また、民間保育所は4園が一時保育を実施している。S市には、「S市一時保育事業実施要項」があり、一時保育を利用しようとする場合には、一時保育事業利用申請書を提出して登録しなければならない。また、実質的には該当する年齢の通常の保育グループに入って活動を行っている。

#### ・スタート時の混乱

平成8年に一時保育を開始した。スタート時には次に示すような些細なことでも、一時保育を利用する保護者や児童に疎外感を感じさせ、ぎくしゃくしてしまうことになってしまった。

#### ・ オレンジ色の帽子

一時保育で通所してきた子どもについては、事故防止などのためにグラウンドでの活動や散歩時に他の通常の在園児とは異なったオレンジの帽子を使用していたが、疎外感を感じたようで「なぜオレンジ色なの」と疑問を抱かせた。

#### ・ 行事などへの保護者の参加

新年度の入園時、行事などに、一時保育の保護者の参加は求めていなかったが、やはり疎外感を感じさせたようで、参加したいとの要望がだされた。

#### ・ 「コアラ組」の存在

一時保育のグループを「コアラ組」としてグループを独立させたが、なかなか在園児と同じレベルで存在が認識されずに特別の存在になってしまった。

#### ・ 遠足のお弁当

遠足の日、在園児は自宅からお弁当を持参することが常であったが、一時保育を利用して児童には配慮して給食で準備した。それに対して保護者から「クラスに同じように入っているのに別扱いをされて悲しかった」と言われた。

### ・手続の簡素化

平成 8 年度の一時保育事業を開始した当時は、一時保育を利用する保護者が市の担当課に申し込み認可されるシステムになっていたが、現在は保育所に直接電話で申し込むシステムに改善された。手続きの簡素化により、利用者にとっては一時保育が非常に利用しやすいものものとなった。

### ・利用率を上げるには

H 保育所は、一時保育の利用率が他の民間の保育所の一時保育の利用率に比較して低いが、その理由として①特に乳児の利用率が高い②一時保育のための部屋が準備されていないなどがある。

乳児の利用の場合には、通常の保育の中に組み入れられることが難しくなるケースが多くなり一時保育専任の保育士を配置することになるが、配置されている保育士が 1 名では受け入れ人数には限界がある。また、通常の保育の入所児童と一緒に生活リズムなどさまざまな面で不都合が生じている。利用希望の多い乳児をさらに受け入れるためには、どうしても一時保育専用の部屋が必要になる。

### ・ニーズに応えるために

S 市の一時保育事業では、週 3 日を限度とする断続的な就労等によって家庭保育が困難な児

童などの枠、また 8 時 30 分から 17 時 00 分の枠が設けられているが、それらが利用を困難にしている。例えば、出産時に利用したくても父親の通勤時間を考えると枠内の時間では利用が困難になってしまう。時間枠の問題も市内 5 園の一時保育実施園が横並びで統一して実施しているのに、H 園独自では変更ができない。

地域のニーズが高いだけに、利用者の立場にたって今後さらに利用しやすいシステムに改善していく必要がある。

### ・保育士の意識の改革

一時保育を実施することによって保育士の意識が変革した。従来通常の保育では目の前の子どものことだけに目を奪われていたが、地域の子どもの子育てのことについても考える、また行事なども地域の子どものことも組み込んで企画することがスムーズにできるようになった。

以上が訪問調査でお聞きした内容であったが、「本当に困ったときにあそこがあって助かった」と言われるような一時保育にしていきたいと結ばれた。実施上の一番のネックは専用の部屋がないことで、職員室も半分は一時保育を利用する子どもの持ち物を収納する棚などに使われているといった現状であった。物理的な部屋の問題、利用するための条件枠の問題、時間枠の問題など、まだまだ過渡期のように思われた。

## 資 料

資料 1.ビデオ録画による一時保育の状況

資料 2.一時保育実施園の広報資料

(1)一時保育の案内（子育て支援センター）

パンフレット

利用方法

(2)申込書

(3)利用開始時の書類

(4)記録等

(5)預り保育利用券

(6)面接記録

(7)利用料金集金袋

資料 2.自由回答集

資料 3.アンケート用紙

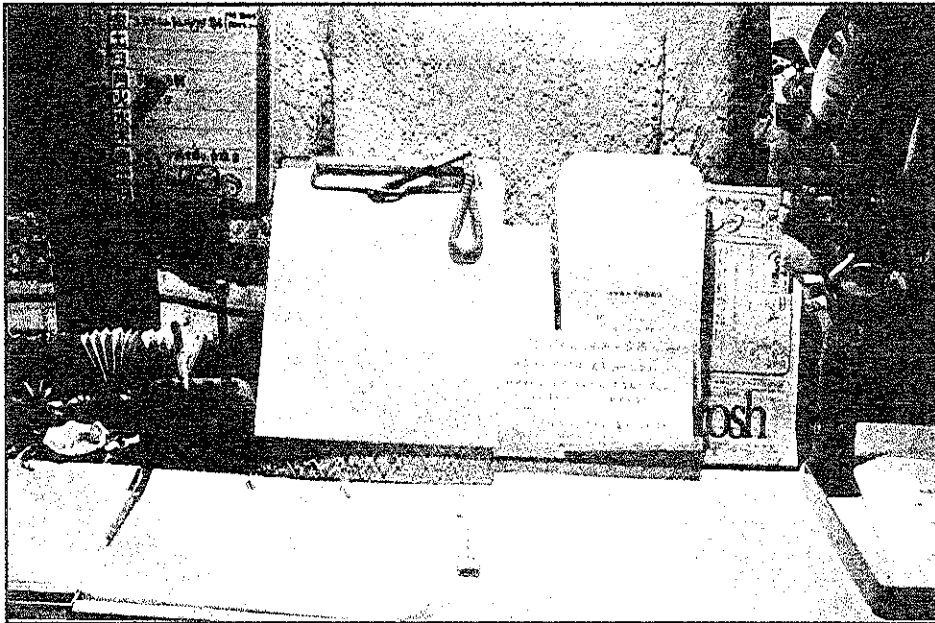


## 資料 1.ビデオ録画による一時保育の状況

ビデオ録画した資料から一時保育のそれぞれのポイントとなる部分を写真と簡単な説明を加えた

- 1、茶々保育園（埼玉県入間市）
- 2、中原保育園（神奈川県平塚市）

# 茶々保育園



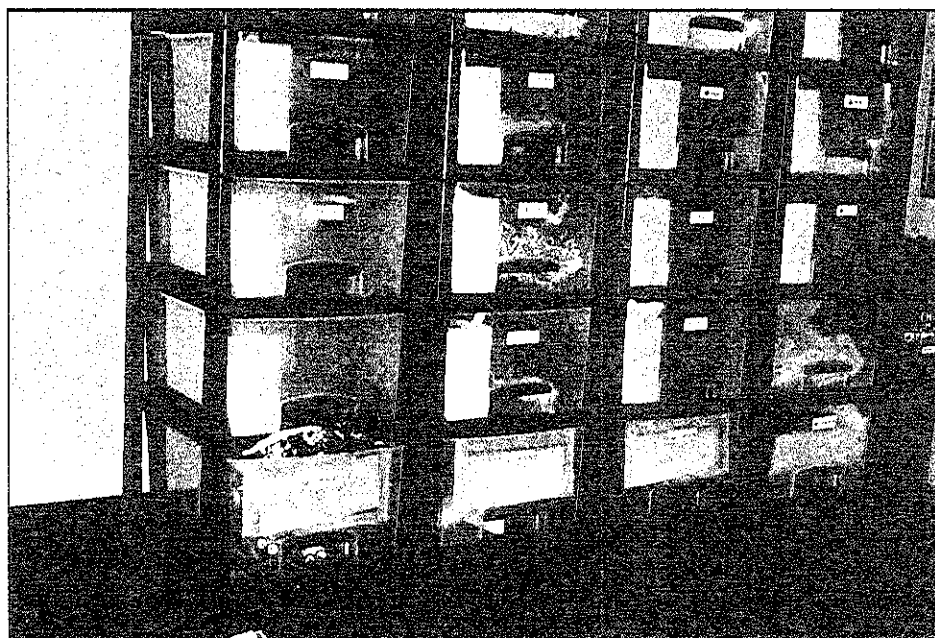
## 1. 受け入れ

玄関に用意された一時保育利用者の出席簿。利用した日に保護者がしるしをつける。



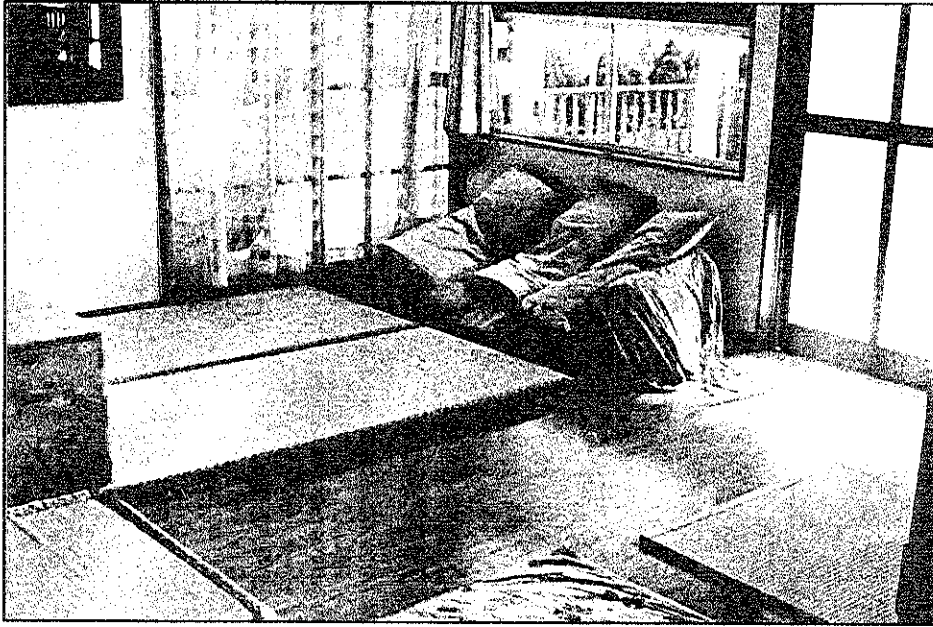
## 2. 受け入れ

乳児室（0，1歳）は登園時に検温をし、その日の体調を保護者と保育者とで確認をする。



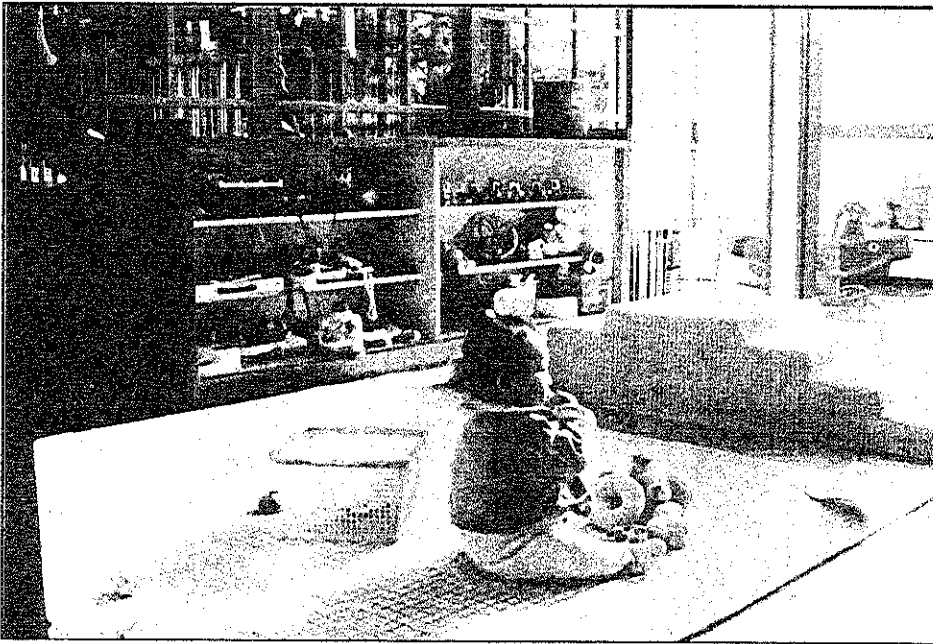
## 3. 受け入れ

在園児と同じ荷物入れを用意し利用日にはその子の名札をつけ荷物の置き場所がわかるようにしておく。



## 4. 保育室

畳やジュータン、クッションなどを置き、部屋を区切って落ち着けるコーナーを作ったり、やわらかな家庭的な雰囲気作りをしている。



## 5. 保育室

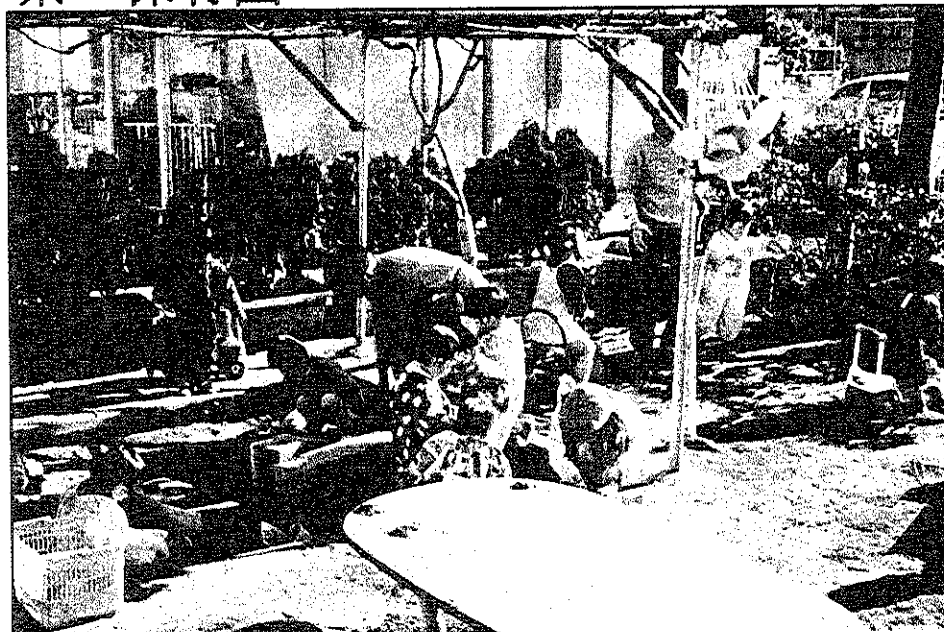
大きめでオープンな棚に子どもたちの興味を引く玩具をならべ、いつでも手に取ることができるように設定している。



## 6. 遊び

保育者のひざに抱かれることで気持ちが落ち着くと、そばにある玩具に手を出したり、在園児の遊んでいる様子に関心を示すようになります。

## 茶々保育園



### 7. 遊び

保育園に慣れないあいだは、保育者に手を引かれ、周りの子どもたちの遊んでいる様子を見たりと、保育者との1対1の時間を過ごします。



### 8. 食事

同じ年齢のクラスの子どもたちと同じメニューを用意します。嫌がる時は無理強いせず食べられるものだけにします。

## 保育のポイント

1. 初めて家族とわかれて集団生活をする子どもが多いので、保育室はできるだけ家庭的な雰囲気作りをする。
2. 初めから園のリズムに合わせるのではなく、まずは家庭の生活に合わせるようにする。
3. 好きな場所で好きな遊びが出来るような玩具の置き方、コーナー作りをする。
4. 受け入れ時にはその日の体調をつかみ、泣いている時に、体調が悪くなったのかその他の理由なのかをすぐつかめるようにする。